

# 和歌山県における高齢者等の見守り協力に関する協定書

和歌山県（以下、「甲」という。）と〈協力事業者〉（以下「乙」という。）とは、高齢者等の見守り協力に関し次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に協力し、高齢者等の見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的とする。

## （活動の対象とする地域）

第2条 この協定による乙の活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、和歌山県のうち、乙が日常的に業務を行う地域とする。

## （甲の支援内容）

第3条 甲は、この協定の内容等の情報発信を行うとともに、乙の活動が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。

## （乙の協力内容）

第4条 乙は、日常の業務に支障のない範囲内で、この協定の趣旨を社員等に対して周知し、協力可能な体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、日常の業務に支障のない範囲で、対象地域の高齢者等に関して何らかの異変等を察知した場合は、所在市町村に連絡するよう努めるものとする。

また、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を第三者に漏らしてはならないものとする。

## （相互連携）

第5条 甲、乙は、協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

## （免責事項）

第6条 乙はこの協定に基づく協力の有無により生じた問題について、甲及び第三者に対して責任を負わないものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日をもって満了とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸 (署名) 印

乙 <協力事業者> (署名) 印